

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書の訂正報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成20年2月15日

【事業年度】 第29期中（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）

【会社名】 ナビタス株式会社

【英訳名】 NAVITAS CO., LTD

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中 村 弘 一

【本店の所在の場所】 大阪府堺市堺区石津北町9番1号

【電話番号】 072(244)1231（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 眞 柄 光 孝

【最寄りの連絡場所】 大阪府堺市堺区石津北町9番1号

【電話番号】 072(244)1231（代表）

【事務連絡者氏名】 執行役員管理部長 眞 柄 光 孝

【縦覧に供する場所】 ナビタス株式会社東京支店  
（東京都豊島区巣鴨1丁目2番5号）  
株式会社ジャスダック証券取引所  
（東京都中央区日本橋茅場町1丁目4番9号）

## 1 【半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年12月21日に提出いたしました第29期中（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の半期報告書の一部に記載事項の誤りがありましたので、これを訂正するため半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

3 対処すべき課題

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第2【事業の状況】

#### 3 【対処すべき課題】

（訂正前）

当社は、昨年9月に創業40周年を迎えさせていただくことができ、今期を「ナビタスの第二創成期元年」と位置づけ、次の10年に向けての基礎固めの年であると認識しております。表面加飾の業界は、新しい工法や技術に対するお客様のご要望が強く、当社はそれに新しい技術と多種多様なサービスを展開することでお応えしたいと考えております。

そのために、特殊印刷の基本技術を維持向上するための「ワンストップショップ」をさらに充実・拡大することはもちろん、「画像処理検査装置」の応用範囲の拡大、「オンデマンド箔印刷装置」開発の完成、印刷前処理工程を行う「コロナ処理装置」等従来の技術から一步踏み出した分野にも積極的に取り組んでいくことが当面の重要課題と考えております。

市場環境・企業環境はますます厳しさを増しておりますが、企業価値をさらに向上させるため、ナビタスは全社一丸となって、この目標に向かって取り組んで参ります。

また、当中間連結会計期間において、海外市場における成型転写技術のノートブックパソコンへの応用が広がり、当社グループの海外売上高が前年同時期と比較し、大幅に増加しており、連結売上高の43.3%を占めております。

当社グループはできる限り円建での取引を行い、また、為替の変動による業績への影響を最小限にするよう努力して参ります。

（訂正後）

(1) 対処すべき課題

当社は、昨年9月に創業40周年を迎えさせていただくことができ、今期を「ナビタスの第二創成期元年」と位置づけ、次の10年に向けての基礎固めの年であると認識しております。表面加飾の業界は、新しい工法や技術に対するお客様の要望が強く、当社はそれに新しい技術と多種多様なサービスを展開することでお応えしたいと考えております。

そのために、特殊印刷の基本技術を維持向上するための「ワンストップショップ」をさらに充実・拡大することはもちろん、「画像処理検査装置」の応用範囲の拡大、「オンデマンド箔印刷装置」開発の完成、印刷前処理工程を行う「コロナ処理装置」等従来の技術から一步踏み出した分野にも積極的に取り組んでいくことが当面の重要課題と考えております。

市場環境・企業環境はますます厳しさを増しておりますが、企業価値をさらに向上させるため、ナビタスは全社一丸となって、この目標に向かって取り組んで参ります。

また、当中間連結会計期間において、海外市場における成型転写技術のノートブックパソコンへの応用が広がり、当社グループの海外売上高が前年同時期と比較し、大幅に増加しており、連結売上高の43.3%を占めております。

当社グループはできる限り円建での取引を行い、また、為替の変動による業績への影響を最小限にするよう努力して参ります。

## (2) 当社株式の大規模な買付行為への対応方針（買収防衛策）について

当社は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、予め当社取締役会が同意した者による買付行為を除きます。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行なう者を「大規模買付者」といいます。）に対する対応方針（以下「本方針」といいます。）を導入いたしました。

### ①本方針に対する基本的な考え方

当社取締役会は、株式の大規模買付等であっても、企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。株式会社の支配権の移転を伴う買収提案に対する判断は、最終的に当社株式を保有する当社株主の皆様にご委ねられるべきものであると考えます。

もっとも、大規模買付行為がなされた場合、株主の皆様にご判断いただくためには、当社取締役会及び大規模買付者双方から株主の皆様にご適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。大規模買付行為による当社及び当社グループへの影響、大規模買付者が当社の経営に参画した場合の経営方針や事業計画の内容、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見等は、株主の皆様にご判断いただく際の重要な判断材料になるものと存じます。

これらを考慮し、当社取締役会は大規模買付行為に関しては、大規模買付者から事前に株主の皆様のご判断のための必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供される機会を確保し、かかる情報が提供された後、速やかに大規模買付行為の是非を検討して、独立の外部専門家等の助言を受けながら意見を形成し、公表する所存であります。さらに必要と認めれば、大規模買付者の提案の改善についての交渉や当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行ないます。

かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様には当社取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付者の提案と（代替案が当社取締役会から提示された場合には）その代替案をご検討いただくことが可能となり、最終的な応否を適切に決定していただけることとなります。

当社取締役会は、大規模買付者が上記の意見を具現化した一定の合理的なルールに従って行なわれることが、企業価値・株主共同の利益に合致すると考え、事前の情報提供に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することといたしました。

### ②大規模買付ルールの概要

## イ. 情報の提供

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは ①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し ②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

具体的には、まず、大規模買付者には当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示した大規模買付ルールに従う旨の意向表明をご提出いただいたうえで、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成のための必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、意向表明受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。

本必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- a. 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、準共同保有者、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組員その他の構成員を含みます。）の概要（大規模買付者の事業内容、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- b. 大規模買付者の目的及び内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
- c. 当社株式の取得対価の算定根拠及び取得資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- d. 当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している経営者候補（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等（以下「買付後経営方針等」といいます。）
- e. 当社及び当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

なお、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された本必要情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

## ロ. 取締役会による評価期間

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による評価・検討・交渉、取締役会としての意見形成及び取締役会による代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とし、その期間内に大規模買付行為についての取締役会としての意見を形成します。そして、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に諮問し、また、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じて大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し、代替案を提示することもあります。なお、当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した場合には、速やかにその旨及び取締役会評価期間が満了する日を公表いたします。

## ハ. 独立委員会の設置

大規模買付ルールにおいて、大規模買付者が当社取締役会に提供すべき情報の範囲、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、大規模買付行為が企業価値・株主共同の利益を著しく損なうか否か及び対抗処置をとるか否か等の検討及び判断については、その客観性、公正さ及び合理性を担保するため、当社は取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置いたします。当社取締役会は、前述の事項の検討及び判断をなすに際して、かかる独立委員会に必ず諮問することとし、独立委員会は、諮問を受けた事項について勧告するものとします。

独立委員会は、その判断の合理性、客観性を高めるために、必要に応じて当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることが出来るものとします。また、当社の取締役、監査役、従業員等に独立委員会への出席を要求し、必要な情報について求める等、当社取締役会から諮問を受けた事項について審議、決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対して勧告を行いません。この勧告は、当社取締役が株主の皆様に対して公表いたします。

当社取締役会は、独立委員会による勧告を最大限尊重し、対抗処置の発動又は不発動につき速やかに決議を行なうものとします。当社取締役会の決定に際しては、独立委員会による勧告を最大限尊重し、かつ必ずこのような独立委員会の勧告手続きを経なければならないものとするにより、当社取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を確保しています。また、当社取締役会の決定に際しては、当社監査役の意見も尊重したうえで決定することにより、取締役会の判断の客観性、公正さ及び合理性を担保しています。

### ③大規模買付行為がなされた場合の対応

#### イ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、原則として当該大規模買付行為に対する対抗処置はとりません。（当該買付提案についての反対意見の表明、代替案の提示等をすることはございます。）

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等を考慮のうえ、ご判断いただくこととなります。

もともと、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、外部専門家等の意見も参考にし、当社監査役の意見も十分尊重し、独立委員会の勧告を最大限に尊重したうえで、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められると当社取締役会が判断した時には、当社取締役会は当社株主の皆様利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。

#### ロ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値・株主共同の利益を守ることを目的とし、新株予約権の発行等、会社法その他の法律が認める対抗処置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か及び対抗処置の発動の適否は、外部専門家等の意見も参考にし、また、当社監査役の意見も十分に尊重したうえで、独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が決定します。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。